

あなたに意地悪してくる人がいても相手にしないでください。その人は幸せではないのです。心が寂しいのです。

発行部数：4500部 / 日刊(月曜日・祝日休刊)

発行：読売センターめじろ台 よみこ編集部 代表責任者：一本杉裕史 〒193-0942東京都八王子市桐田町586-3 電話(042)668-8030 yomikko99@gmail.com https://yomicco.wixsite.com/website

コラム「終活のすすめ」



行政書士 清水 栄さん
月3回無料相談会開催中。
予約はお電話かHPにて。
042-657-5016
(平日9:00~17:00)
http://sakaekt.com

急に親族が亡くなったら? 死後事務委任のいろは

こんにちは。行政書士の清水栄です。八王子で遺言、相続、成年後見などをメインに活動しております。皆様は「死後事務委任」という言葉を聞いたことがありますか? 聞いたことがない方も多いと思います。実はこれは今の「ホットワード」なのです。先日NHKでも放送されていた「遺品部屋」。ご覧になった方も多くいらっしゃると思います。部屋の主が亡

くなった後、遺品を片付ける方がいなくて、あるいは思い出が多すぎて片付けられず何年もそのままになった遺品。残念ながら誰も使わなくなったものは廃棄処分になります。廃棄処分にする方がいない場合、破棄処分にするのができません。誰かが勝手にやってくれるわけでは無いのです。廃棄するにも費用がかかるため遺品は増えていきます。遺品整理費用はワンルームで5~8万円、1LDKで13~16万円(暮らしのマーケット調べ)、私が関わった案件では1戸建てで100万円近くかかった方もいます。

これまではお住まいの方がご逝去された方もいます。これがご逝去された後、親族の方から片付けに来られました。しかし、現在では親族がいない、親族が高齢化してできないなど片付けをする方がいない状況が多いのです。そのため、ご本人がお元気なうちに「死後事務委任契約」を行政書士などの専門家と交わしておくことが有効です。万が一の場合に家の片付け、ご葬儀の手配、ご供養の方法などを決めて「公正証書」しておくことで法的にも問題なく引き受けた専門家がこれらの事を行うことができます。親族がいる方でも遠方である、仕事で忙しい、疎遠であるなどの理由から死後事務委任契約を交わされ

ることが増えてきました。特にご相談が多いのはお子様がいない兄弟姉妹とそとの配偶者の事です。ご自分には娘や息子がいますが、仕事で忙しいその子に遠方の自分の兄弟の亡くなった後のご葬儀、納骨、家の片付けなどやらせるのは避けたら

八王子市 防犯情報

館町で車上ねらい

車上ねらい

◆1月11日、自転車の前カゴから盗難。館町・公園内、被害・シヨルダールバッグ、現金等
◆同11日、自転車の前カゴから盗難。東浅川町・歩道上、被害・シヨルダールバッグ、現金、携帯電話機等
◆1月15日、電話で市役所及び銀行

特殊詐欺

いという方です。その場合、ご自分が兄弟姉妹やその配偶者を説得して、遺言書や死後事務委任契約をなさる方もいらつしやいます。こういった「これまで親族がやらなければならなかったことを専門家に依頼できる」ということを知って

今日のクイズ? 私には誰?

- ①1950年地元中学生・高校生が発端
- ②1953年高さ15m伏見高「昇天」製作
- ③1955年自衛隊参加
- ④現在、大通/すすきの/つどーむの3会場

るだけでも気持ちよく楽になりますね。いわゆる「おひとり様」もこういった制度を利用されると安心して毎日を過ごすことができます。不安なことは専門家に相談してみましよう。わからないことなどございましたら無料相談会などご活用ください。シユカードが新しくなるため交換が必要」などと言われ、自宅に来た男性にシユカードを渡した。明神町二丁目、方法・手渡し、被害者シユカード、被害通帳(八王子市防犯課配信メールから転載)